

公 示

道路運送法施行規則第15条の5第2項第2号及び第15条の6の規定に基づく「中部運輸局長が公示する事項」を下記のとおり公示する。

平成14年 1月18日

中部運輸局長 津野田 元直

記

- 1 休止し、又は廃止しようとする路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
- 2 その他、当該路線を巡る状況の変化等

附則

この公示は、平成14年2月1日から適用する。